

最低賃金周知用ポスターのデザイン募集（平成 28 年度）

（京都府最低賃金ポスターデザインコンテスト実施要綱）

1 趣 旨

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者は、その最低賃金を支払わなければならないとする制度です。

平成 28 年度に改正した最低賃金について、広く府民に知ってもらい最低賃金の意識が高まるようにポスターデザインコンテストを実施します。

2 募集デザイン

京都府最低賃金の周知を目的としたポスターのイラスト部分

3 デザイン内に盛り込むべき内容

以下の(1)及び(2)は、必ずデザインに盛り込んで下さい。(3)は任意です。

- (1) 「京都府最低賃金」は「時間額 8 3 1 円」であること（必須）
- (2) その「発効年月日」は「平成 28 年 10 月 2 日」であること（必須）
- (3) キャッチフレーズを使用する場合は、「必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。」を使用すること（任意）

4 応募方法

- (1) 応募期間は、平成 28 年 9 月 2 日から同年 10 月 31 日までとする。
- (2) 応募作品は一人 1 点とし、縦 4 0 c m × 横 4 0 c m 以内の正方形のスペース内に、上記 3 のデザイン(イラスト)を表すること。
- (3) 応募作品は、原本又は画像データ（可能ならその両方）で提出すること。(画像データについては、原本と同じレイアウトのまま PDF とし、USB メモリー等で提出すること。
- (4) 応募作品には、著作者本人の住所、氏名、電話番号、学校名・学科（一般応募の場合は不要）を明記の上、京都労働局賃金室に提出すること（郵送可。ただし、応募期間内必着のこと。）
- (5) 応募作品の使用に関する諸権利は京都労働局賃金室に帰するものとする。

ただし、製作者の作品集など、製作者自身の使用は可とする。

5 選考方法

全応募作品の中から、京都労働局、京都地方最低賃金審議会及び京都府の関係者の投票により選考し、最も得票の多かった作品に最優秀賞を授与し、ポスターデザインとして採用する。また、最優秀賞以外の作品から、優秀賞、特別賞を数点授与することとする。

6 表彰等

- (1) 最優秀賞：京都労働局長名による賞状及び作成されたポスター（額入り）を授与する。また作成するポスターには、デザイン作者名及び学校名等を記載する。
- (2) 優秀賞：京都地方最低賃金審議会長名による賞状を授与する。
- (3) 特別賞：京都府商工労働観光部長名による賞状を授与する。
- (4) 上記(1)から(3)の全受賞者に対し、京都労働局長から記念盾を贈呈する。
- (5) 表彰式の際に記者発表を行う。

[参 考]

京都府最低賃金とは、最低賃金法に基づき、アルバイト・臨時採用などの雇用形態や見習いなどの身分形態を問わず、京都府内で働く全ての労働者に対して、事業者（会社）は最低賃金額以上の給与を支払わなくてはならない制度です。また、これを下回る賃金で労働者を雇った事業者は、法律により罰せられます。

京都府最低賃金は、公益代表委員（学識経験者など）、労働者代表委員、使用者代表委員の三者構成による「京都地方最低賃金審議会」での調査審議の結果（答申）を受け、京都労働局長が決定します。

改正後の京都府最低賃金は、時間額 831 円となり、その効力発生日は平成 28 年 10 月 2 日からです。京都府内で働く全ての労働者に適用されます。

応募の問い合わせ先

京都労働局労働基準部 賃金室（担当 吉岡）

〒604-0846 京都市中京区両替町御池上ル金吹町 451

Tel 075-241-3215

Fax 075-241-3219

E-mail chinginshitu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

これにより得た個人情報については、「最低賃金周知ポスターデザイン募集事業」以外の目的には使用しません。